

**大船渡市 LINE 公式アカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務  
企画提案募集要領**

令和6年7月

大船渡市 企画政策部 デジタル戦略課

# 「大船渡市 LINE 公式アカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務」 企画提案募集要領

この「募集要領」は、大船渡市（以下「本市」という。）が実施する「大船渡市 LINE 公式アカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者（以下「提案者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の目的

本業務は、本市が利用している公式アカウントの機能を拡張し、市民等がニーズに合わせてより効率的に行政情報を収集できるようプル型配信の充実により、各種手続きのオンライン化等を促進するとともに、欲しい情報だけが届くプッシュ型配信の効果的な実施、さらに市民が行政に向けて情報伝達できる機能の導入など双方向のコミュニケーションを深化させ、LINE をポータル機能として、行政情報の総合基地である市ホームページとの連携によって、情報アクセシビリティの向上や発信力強化を図り、市民と行政がお互いに支え合うデジタルサービス基盤を構築することを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

大船渡市 LINE 公式アカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務

### (2) 内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

### (4) 予算額（上限額）

5,689,000 円

## 3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、LINE の機能及びその機能構築に精通していること。
- (2) 租税公課の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

#### 4 提案手続

内 容	日 程
(1) 募集要領等の公表 ※市ホームページ上	令和6年7月22日(月)
(2) 質問の受付期限	令和6年7月30日(火) 午後5時
(3) 参加申込書の提出期限	令和6年8月2日(金) 午後5時
(4) 企画提案書の提出期限	令和6年8月19日(月) 午後5時
(5) プレゼンテーションの実施に関する通知	令和6年8月20日(火) 予定
(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定	令和6年8月27日(火) 午後予定
(7) 結果通知	令和6年8月30日(金) 予定

##### (1) 提案募集の期間

■募集期間 令和6年7月22日(月)から令和6年8月19日(月)午後5時まで

■募集方法 本市ホームページ上で公表する。

##### (2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

■期 限 令和6年7月30日(火) 午後5時まで

■方 法 質問書【様式1】により電子メールで受け付ける。

■連絡先 E-mail : ofu\_digi-sen@city.ofunato.iwate.jp

■回 答 回答については、随時、本市ホームページ上に公開する。

##### (3) 参加申込書の提出

■期 限 令和6年8月2日(金)午後5時 必着(持参又は郵送)

■提出物 (ア) 参加申込書【様式2】

(イ) 参加申込者の概要がわかる資料(パンフレット可)

(ウ) 過去に受託した同種又は類似業務の経歴がわかる資料

■部 数 各1部

■提出先 〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市企画政策部デジタル戦略課 あて

《参加申込書提出に係る留意点》

・ 参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。

なお、提案を辞退した場合においても、本市に係る他の案件での入札には一切影響がない。

・ 1事業所当たり、提案は1件とする。

##### (4) 企画提案書の提出

■期 限 令和6年8月19日(月)午後5時 必着(持参又は郵送)

■提出物

ア 企画提案書【様式4】

イ 事業者の概要【様式5】

ウ 執行体制図(任意様式)

- エ 業務実施方針（任意様式、10 ページ以内）
  - ・業務内容に関する提案内容
- オ 見積書（任意様式）
  - ・内訳書を添付すること
- カ 参考見積書（任意様式）
  - ・システム構築後のサービス利用料を、参考として1 カ月分と3 年分を税抜額・税込額がわかるように記載すること
- キ 応募資格に係る申立書【様式6】
- ク 定款
- ケ 財務状況のわかる直近の書類
- コ 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（写し可。租税公課の納税証明書等）
- サ その他、提案企画の説明に必要な資料

■企画提案書の形式

- ア 用紙サイズはA 4 判とする。
- イ 提出部数は、8 部とする。

■提出先 上記参加申込書提出先と同じ

■業務実施方針の作成方法

次の事項について提案すること。

ア 基本機能

大船渡市 LINE 公式アカウント機能拡張システム構築業務に関する企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）の目的・内容・要件等を反映した提案内容とすること。

なお、真に必要な場合を除き、提案書等には、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

イ 追加機能

企画提案仕様書に記載のない事項で、独自の機能がある場合は記載すること。また、将来的な LINE 公式アカウントの運用に効果があると見込まれる提案があれば記載すること。なお、提案は本業務の委託料の範囲内で実施可能か、別途費用が必要となるかを明示すること。

ウ 運用保守体制等

本業務の目的を達成するために必要と考える運用体制、業務フロー、スケジュール等の全体計画等について提案すること。

エ セキュリティ対策

セキュリティ対策について記載すること。

オ 業務実績

本業務と類似する業務で、国及び地方公共団体と契約したものについて、その概要（構築内容、支援内容、導入効果等）を説明すること。

カ 令和7 年度以降のサポート内容についての提案

令和7 年度以降のサポート内容についての提案を説明すること。

■その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

(5) プレゼンテーションの実施に関する通知

企画提案内容について、プレゼンテーションを実施する。

提出された書類等を確認の上、プレゼンテーションの参加可否及び実施について、提案者に対して通知する。

■通知日 令和6年8月20日(火) 予定

■通知方法 電子メールにより通知する。

(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、企画提案選考委員会で審査・評点を行い、総得点により、契約候補者を選定する。

また、同じ点数の企画提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

■日 程 令和6年8月27日(火) 午後 予定

■場 所 大船渡市役所本庁舎 (Zoom 等を利用したオンラインによるプレゼンも可とする。)

■実施期間 時間は 30 分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

実施内容	時間配分
プレゼンテーション (準備含む)	23 分
質疑応答	7 分

■留意事項

ア プレゼンテーションは、企画提案書の受付順に実施する。

イ プレゼンテーションは3名以内で行うこととし、業務担当者を含めること。

ウ 提案書等を投影するディスプレイは、当市が準備する。ただし、プレゼンテーション用のパソコン、その他のディスプレイと接続するHDMI ケーブル等のOA機器等は、提案者で準備、設置すること。

エ 提案する内容及び質疑応答の回答は、プレゼンテーション終了後において取消し、又は変更することは原則できない。

オ 受付時間までに受付を行わない場合は参加を辞退したものとみなす。

《審査基準》

ア 提案内容 (業務実施方針)

- ・ 見やすさ・わかりやすさ・大船渡らしさを重視したデザインになっているか。
- ・ 利用者が使いやすく、管理者が簡単に運用できる仕組みになっているか。
- ・ 仕様を満たした上で、提案者独自のノウハウを活かした機能提案がなされているか。
- ・ 提案された機能が、利用者が利用しやすく、利便性の向上に繋がるものか。
- ・ 令和7年度以降も、継続して利用者の利便性向上に繋がるサポートの内容提案がなされているか。

イ 業務遂行能力

- ・ 業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。

- ・ LINE の機能及びその機能構築に精通しているか。
- ・ 自治体や企業における類似業務の受注業績があるか。

#### ウ 見積書

- ・ 提案内容に対して適切な見積金額になっているか。

#### (7) 結果通知

■日 程 令和6年8月30日（金） 予定

■方 法 電子メールにて通知する。

※審査内容及び審査経過については公表しない。

### 5 契約

#### (1) 契約手続

- ① 本市と受託者は、大船渡市財務規則（平成11年大船渡市規則第17号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続きにより、改めて見積を行い、契約を締結する。
- ② 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

#### (2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第131条各号に該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除することがある。

#### (3) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。

#### (4) 支払条件等

- ① システム構築終了時
- ② 運用保守については、月払い

#### (5) 業務の一括再委託の禁止

委託者は、委託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

#### (6) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

### 6 その他

#### (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・ 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合

- ・ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
  - ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案の場合
  - ・ 本募集要領に違反すると認められる場合
  - ・ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案書提出後、関連する事項について、本市職員が聞き取りを行う場合がある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。
- (4) 企画提案に要する経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

## 7 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市企画政策部デジタル戦略課 山口

T E L : 0192-27-3111（内線 212）

E-mail : ofu\_digi-sen@city.ofunato.iwate.jp